

諫早もりあげガールズ【定款】



第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「諫早もりあげガールズ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、女性が目線、意見、パワー、地元愛、ロコミ力を活かした観光活性化事業を行うことにより、諫早市の地域振興に資することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長自宅または勤務先に置く。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) イベント企画、運営
- (2) 観光活性化策の企画、提言
- (3) 人材育成
- (4) 情報発信
- (5) 企業または団体とのコラボ商品開発
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員「ガールズ」 この会の目的に賛同し入会した個人。(女性のみ)
- (2) 協力会員「サポーター」 この会の事業を賛助するために入会した個人。(女性のみ)
- (3) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人及び企業、団体。(男女不問)
- (4) 学生会員 この会の事業を賛助するために入会した高校生及び大学生。(男女不問)

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、次の手続きを充たすことにより会員となり、当会に入会できる。

- (1) 入会申請において、会員兼理事である者1名以上の推薦を得ること。
- (2) 理事会において3分の2以上の賛成を得ること。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める年会費を納めなければならない。

- 2 当会は、事業運営上必要と認められる場合は、総会の決議により、特別会費を徴収することができる。
- 3 会費徴収に関する規定は、会員規約により定める。
- 4 退会しまたは除名した会員が既に納付した会費は、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとする時は、あらかじめ会長に書面による退会届を提出した上で、理事会の決議を得て即時退会することができる。

(除名)

第9条 当会は次の各号の一に該当する会員を総会の決議により除名することができる。この場合において、当会は当該会員に対し、その総会の日から10日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費納入義務を履行しないとき
- (2) 当会の目的遂行に反する行為、若しくは、目的遂行を妨げる行為を行ったとみとめられるとき
- (3) 反社会的行為、犯罪行為を起し、社会倫理に適合しないと見込まれたとき
- (4) 当会の運営上の秩序を乱す行為を行ったと見込まれるとき

第3章 役員

(役員の数)

第10条 役員の数数は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事(会長、副会長、事務局長を含む8名)
- (5) 監事 2名

2 理事と監事の兼務はできない。

(選任)

第11条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事の内より会長1名を互選により選任する。

3 副会長、事務局長は、理事の中から会長が指名し、理事会の決議によって定める。

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第13条 会長は会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けた時は、あらかじめ会長が定めた順序により、その業務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。ただし、決定を急ぐ事項については、会長、副会長及び事務局長の協議により職務を執行し、理事会にて報告する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員解任)

第14条 会員は、役員が役員としてふさわしくない行為があった場合、総会において解任の動議を出すことができ、決議により解任することができる。

第4章 会議（総会、理事会）

（会議の種別）

第15条 当会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成及び形式）

第16条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（会議の機能）

第17条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画の決定及び変更
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他協会の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決定した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決定を要しない業務の執行に関する事項

（会議の開催）

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事の職務遂行上、監事が必要と認め招集したとき

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事3名以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

（会議の招集）

第19条 会議は、前条第2項第3号を除いて、会長がこれを招集する。

（会議の議長）

第20条 総会の議長及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第21条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席（委任状）がなければ開会することができない。

（会議の議決）

第22条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。なお、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 議決権は会員事業者1票とする。

（会議の議事録）

第23条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時

(2) 会議に出席した会員の数または理事の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過及び要領並びに要旨

- 2 議事録には、議長及び出席会員または理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名しなければならない。ただし、電子メール形式の場合は不要とする。

(委員会の設置)

第24条 当会はその事業の執行に関し、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は理事会の指名による。

3 委員会は第 23 条の会議の議事録に準じた議事録を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第 5 章 資産および会計

(資産の管理)

第 25 条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(予算及び決算)

第 26 条 当会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 27 条 当会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、総会において、会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 29 条 当会は、総会において、会員の 3 分の 2 以上の議決を経て解散することができる。

第 7 章 雑 則

(委任)

第 30 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により定める。

(細則)

第 31 条 当会の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 設立時の役員任期は、第 12 条の規定に関わらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 3 設立初年度の事業計画及び予算は、第 17 条 1 項及び第 26 条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 4 設立当初の会計年度は、第 27 条の規定に関わらず、設立総会の日から平成 27 年 3 月 31 日とする。

諫早もりあげガールズ【会員規約】



(目的)

第1条 この会員規約は、定款第2章の会員に係わる事項についての権利、義務ならびに細則等を定める。

(定義)

第2条 この会員規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとする。

- (1)「正会員・ガールズ」とは、当会の目的に基づき、諫早市の観光活性化のため、事業の立案及び実施を行う者をいう。
- (2)「協力会員・サポーター」とは、諫早もりあげガールズ事業の全体運営に理解と協力を示し、事業活動のサポートを行う者をいう。
- (3)「賛助会員」とは、諫早もりあげガールズ事業の全体運営に理解と協力を示す個人及び企業、団体をいう。
- (4)「学生会員」とは、諫早もりあげガールズ事業の全体運営に理解と協力を示し、事業のサポートを行う高校生及び大学生をいう。

(会員登録の認証)

第3条 会員は住所、氏名、電話番号およびその他、当会が必要とする情報を登録のため届けなければならない。

(年会費)

第4条 会員は次の会費を納入する。

「正会員・ガールズ」	3,000円
「協力会員・サポーター」	1,000円
「賛助会員」	2,000円／一口
「学生会員」	0円

入会時期により会計年度末までの期間が6ヶ月未満の場合は、年会費の半額とする。

(守秘義務および著作権の保護)

第5条 会員は、当会の活動を経て知り得た個人情報の一切を第三者に漏洩、開示、提供してはならない。

第6条

(雑則)

第7条 会員は、必要と認めた時に理事会の承認を経て、本規約の内容を改定できる。

施行日 平成26年5月30日